



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

生命保険料控除について

今回は、平成22年度の税制改正の中で今年の年末調整・確定申告から適用になる生命保険料控除をご紹介します。

生命保険料控除の改正

納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新契約)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧契約)では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

新契約に係る控除

新契約に関しては、保障内容により①一般生命保険料控除、②介護保険料控除、③個人年金保険料控除の3種類に分けられます。各保険料控除の控除額の計算は次のとおりになります。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/2+10,000 円
40,001 円から 80,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/4+20,000 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円 (適用限度額)

旧契約に係る控除

旧契約については、従前通り保障内容により①一般生命保険料控除②個人年金保険料控除の2種類に分けられます。各保険料の控除額の計算は次の通りになります。

支払った保険料等の金額	控除額
25,000 円以下	支払った保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/2+12,000 円
50,001 円から 100,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/4+25,000 円
100,001 円以上	一律に 50,000 円 (適用限度額)

新契約と旧契約どちらも締結している場合は、新契約か旧契約の控除が大きい方を選択

することができます。新契約と旧契約どちらも締結している場合は合算して控除することができますが、この場合の限度額は4万円になります。一般生命保険料控除や個人年金保険料控除を旧契約で申告した場合でも、新たな控除である介護保険料控除を受けることができます。それぞれの保険料控除の限度額を合算すると12万円以上になる場合もありますが、その場合の控除額は適用限度額である12万円が控除額となります。

終わりに

この生命保険料控除は、昨年よりも控除額が大きくなっておりますので納税者にとっては有利な税制改正と言えます。しかし、選択適用になったことで正しく控除額を申告することが難しくなっております。もし、この生命保険料控除のみならず年末調整・確定申告に関して分からない点やご相談がある場合には、お気軽にご相談ください。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

最新調査結果にみる残業代支払いと

有休消化率の現状

所定外労働時間に関する調査結果

連合総合生活開発研究所(以下、「連合総研」)が、20~64歳の民間企業雇用者(2,000名)に対して2012年10月1~6日の間に行った調査によると、2012年9月中に所定外労働を行った人は39.1%で、平均所定外労働時間は38.2時間でした。

特に、男性の所定外労働時間を行った割合は55.2%と多く、平均所定外労働時間は43.0時間でした。

残業代支払いに関する調査結果

所定外労働を行った人のうち「残業手当の未申告がある」と回答した人の割合は35.3%で未申告分の時間の平均は21.3時間でした。

未申告ありと回答した割合は、男女の正社員・非正社員を合わせた全体の約4割ですが、特に男性正社員に多く見られ、未申告分の時間は平均24.8時間でした。未申告の理由については、「働いた時間通り申告しづらい雰

囲気」が36.3%、「残業代に限度がある」が24.2%でした。残業手当の全額が支払われた人の割合は46.9%で、「4割以上6割未満が未申告」だった人が5.5%、「2割以上4割未満未申告」だった人が5.3%でしたが、まったく支払われていない人も6.3%に上ったそうです。

有休消化率に関する調査結果

2011年度に支給された有給休暇の消化率は「概ね消化できた」と回答した人の割合は、非正社員で約4割、正社員で約2割です。

厚生労働省が2012年11月1日に公表した「就労条件総合調査」では2011年度の正社員の有休取得率は49.3%、前年比で1.2ポイント上昇して2年連続上昇したものの、「2020年に70%」との目標には遠く及びませ

賃金収入も回復の兆しなし

さらに、同調査において1年前と比べた賃金の増減について質問したところ、「減った」

と回答した人が31.6%で、「増えた」と回答した人の23.7%を上回る結果となりました。

最近の労働裁判ピックアップ

エンジニアの死亡は過労によるものか?

システム開発会社(本社:東京都)のエンジニアだった女性が死亡した原因は過労にあったとして、女性の両親が元勤務先に対して損害賠償(約8,200万円)を求めていたが、福岡地裁は過労死と認め、約6,820万円を支払うよう命じました(10月11日判決)。

この女性は1998年に入社して福岡事業所に勤務し、2006年からシステム改修のプロジェクトに携わり、午前9時から翌日の午前5時まで働くこともあったそうです。2007年3月に自殺を図った後に職場復帰をしましたが、同年4月、出張先のホテルで致死性不整脈のため死亡しました。

裁判長は、2007年2月の時間外労働時間が127時間を超え、プログラム完成などの精神的緊張もあったとして、死亡と業務との因果関係を認めました。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 他社デザインを参考に製品販売したら？

同業他社が販売しているマニキュア用やすりを参考に、少しだけデザインを変えて、より安価な製品を作りたいと考えています。これを売り出すことで、法的責任を追及されるおそれはないでしょうか。

A デザイン保護の有無がポイント

意匠権侵害のリスク

マニキュア用やすりについて、同業他社が意匠登録を受けていれば、類似デザインの製品については、販売差止や損害賠償請求がなされる可能性があります。

貴社製品が同業他社の登録意匠に類似しているか否かについては、判断が難しい場合が多々あり、似ているようでも、従来から存在するデザイン部分を捨象すれば似ていなかったりすることがあり、類似の有無を判断する

場合、比較の対象(要部)によって、結論が違ふことがあります。判断は、弁理士にお願いすると良いでしょう。

不正競争防止法に基づく責任追及のリスク

意匠登録を受けていない場合でも、不正競争防止法により、発売日から3年未満の製品で、その形態を模倣した製品を販売すると、販売差止や損害賠償請求の対象となります。

「模倣する」とは、他人の製品の形態に依拠して、これと実質的に同一形態の製品を作り出すことをいいます。実質的同一性の判断は、客観的には、他人の製品と作り出された製品を対比して観察した場合に、形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似していることを要し、主観的には、当該他人の製品形態を知り、これを形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似した形態の製品と客観的に評価される形態の製品を作り出すことを認識していることを要します。そして、行為者の意図としては、当該他人の製品の形態を参考にして、あるいは大幅の変更を

加えて新たな形態の製品を作り出したものと認識していたとしても不正競争行為に該当することを免れないことになります。

今回のケースでも、同業他社が販売しているマニキュア用やすりに、デザインを少しだけ変えて売り出したような場合、変更によっても形態上の特徴がもたらされておらず、マニキュア用やすりと実質的に同一の形態と評価できるような場合には、不正競争防止法に基づく責任追及がなされる可能性があります。

もっとも、同種の製品間でその製品に何の個性も与えないような形態や、同種の絵師品の機能を確保するために不可欠な形態をまねても不正競争防止法では保護されません。

なお、発売日から3年経過後であっても、やすりのデザインが同業他社の製品表示として広く認識され、同業他社製品との混同を生じさせるおそれがある場合は、不正競争防止法で保護され、類似製品の販売などをすると、販売差止や損害賠償請求の対象となります。

また、刑事罰の対象です(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科)。

i お知らせ

年末年始のお知らせ

初冬の候、皆様ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。さて弊グループでは、本年度の年末年始休暇を平成24年12月28日(金)から平成25年1月3日(木)までとさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。休暇中のお問い合わせにつきましては、平成25年1月4日(金)以降に対応させていただきます。

セミナーのご案内(運営:汐留社会保険労務士事務所)

この場をお借りして平成25年1月~6月に開催予定の2つのセミナーのご紹介をさせていただきます。全業種の新人~ミドル層が対象です。参加型の形式で、他社の参加者とも交流ができます。

それぞれの養成塾共通

費用:100,000円(懇親会の費用含む)→顧問先等の方々は80,000円

講師:吉成篤(中小企業診断士・経営管理修士)

営業パーソン養成塾/全10回(水曜日開講) 各3時間30分

対象:企業の営業担当者、営業になって間もない人、これから営業をやる人

ポイント:営業に即活用できる内容を学びます。

詳細:<http://shiodome.co.jp/seminar/eigyouseminar2013.pdf>

次世代リーダー養成塾/全10回(水曜日開講) 各3時間30分

対象:今後の企業を担っていくリーダー候補者(管理職候補)

ポイント:現状の課題を解決できる能力を鍛えます。

詳細:<http://shiodome.co.jp/seminar/leaderseminar2013.pdf>

12月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

● 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

● 雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

● 労働保険一括有期事業開始届の提出

<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

● 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

● 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

● 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

● 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

● 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]

● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>